

# 保留地処分のお知らせ

蒲郡市が施行中の蒲郡中部土地区画整理事業の保留地を次のとおり売却処分しますので、ご希望の方はお申込みください。

記

## 1 処分する保留地

2区画

## 2 処分方法

公開抽選

## 3 申込受付

期 間 令和7年11月26日（水）～12月10日（水）

時 間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

場 所 蒲郡市役所 本館3階 区画整理課

## 4 抽選

日 時 令和7年12月17日（水）午前10時30分

場 所 蒲郡市役所 本館3階 304会議室

## 5 抽選の参加資格

- ・自己の所有する建物又は構築物を建築し、又は建設しようとする方で、個人または法人の方。市内・市外在住は問いません。
- ・未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ない方は申込みできません。
- ・蒲郡市税を滞納している方は申込みできません。
- ・転売や営利を目的としている方は申込みできません。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は申込みできません。

## 6 抽選参加申込の方法

- (1) 抽選に参加しようとする方は、受付期間内に抽選参加申込書に必要事項を記入のうえ、身分証明書等を添付し、抽選保証金と一緒に申込んでください。
- (2) 抽選の参加申込みは、1人1区画とします。（共有名義も可）
- (3) 抽選参加申込書には、当選した場合に契約及び登記名義となる方の氏名・名称を記入してください。（当選後の名義人の変更はできませんので、申込名は慎重にお願いします。）
- (4) 代理人が申込む場合は、委任状が必要です。（代理ができるのは1人だけです。）

※申込者が土地所有の名義人となりますので、借入れ資金の限度額に関わる可能性がございます。

## 7 申込みに必要なもの

- ・抽選参加申込書
- ・誓約書
- ・住民票の写(個人の場合) ※マイナンバーの記載が無いもの。
- ・(履歴・現在) 事項全部証明書、代表者事項証明書のいずれか (法人の場合)
- ・身分証明書 (個人の場合) ※本籍地の市区町村で発行。運転免許証等ではありません。
- ・市税に未納がないことの証明書 (蒲郡市 税務課で発行)
- ・抽選保証金 20万円 (現金)
- ・委任状 (申込人が代理人の場合)

## 8 抽選の方法

- ・抽選を行う順番は、受付申込順に行います。(代理人の場合は委任状持参)
- ・当選者1人、補欠者1人を決定します。

## 9 その他事項

- (1) 当選者は、保留地の売却決定の通知を受けた日から10日以内に、本市と当該保留地の売買契約を締結し、同時に契約代金の10%以上の金額を契約保証金として納付していただきます。なお、抽選保証金は契約保証金に充当させていただきます。当選者が売買契約を締結しない場合は、抽選保証金は返還しません。当選者以外の方には公開抽選後、後日抽選保証金をお返しします。
- (2) 当選者は、売買契約を締結した日から40日以内に契約代金を納付していただきます。
- (3) 契約者には、不動産取得税（県税）が後日課税されます。また、下水道負担金が生じる場合があります。
- (4) 処分する保留地の形状・地積は出来形確認測量の結果、変更を生じることもあります。この場合、施行者と契約者の間で増減した地積に契約単価を乗じた額を授受して清算します。
- (5) 当該保留地の所有権移転の登記は、区画整理事業（換地処分）が完了するまでできませんのでご承知ください。なお、所有権移転の登記は市長が行い、登録免許税等は契約者の負担となります。
- (6) 当該保留地は区画整理事業が完了するまで第三者に権利譲渡することはできません。
- (7) 当該保留地は不動産登記簿には登載されていない土地でありますので、権利設定登記は区画整理事業が完了した後でないとできませんが、購入する土地を担保に金融機関から融資が受けられる場合もありますので、事前に、時間に余裕をもって、金融機関でご相談ください。
- (8) 当該保留地は地中埋設物や土壤汚染等について、蒲郡市は調査を行っていません。現況引渡しとなり、引渡し後にこれらの隠れた瑕疵が発見されたとしても、蒲郡市は一切の責任を負いません。

※問い合わせ先

〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号

蒲郡市 都市開発部 区画整理事業課 計画・庶務担当

TEL (0533) 66-1175 Fax (0533) 66-1193